

鎌倉市議会

6月定例会議案集

(その1)

(原案訂正分)

平成26年

議案第 17 号

平成26年度鎌倉市一般会計
補正予算（第1号）

平成26年度鎌倉市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）
84,365

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ~~35,300~~千円を追加
60,805,865

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ~~60,756,800~~千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

~~（継続費の補正）~~

~~第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正」による。~~

~~（繰越明許費）~~

~~第3条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。~~

~~（債務負担行為の補正）~~

~~第4条 債務負担行為の補正は、「第4表 債務負担行為補正」による。~~

~~（地方債の補正）~~

~~第5条 地方債の補正は、「第5表 地方債補正」による。~~

平成26年6月11日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
50	使用料及び手数料	906,842	117,630 122,422	1,024,472 1,029,264
	5 使用料	513,736	0 4,792	513,736 518,528
	10 手数料	369,706	117,630	487,336
55	国庫支出金	7,424,665	0 107,842	7,424,665 7,532,507
	5 国庫負担金	5,050,725	0 2,001	5,050,725 5,052,726
	10 国庫補助金	2,343,157	0 105,841	2,343,157 2,448,998
60	県支出金	3,038,340	0 14,109	3,038,340 3,052,449
	5 県負担金	1,682,985	0 1,001	1,682,985 1,683,986
	10 県補助金	1,014,297	0 13,108	1,014,297 1,027,405
75	繰入金	2,047,267	△33,845 △127,053	2,013,422 1,920,214
	5 基金繰入金	2,045,267	△33,845 △127,053	2,011,422 1,918,214
85	諸収入	2,232,536	580 18,080	2,233,116 2,250,616
	25 雑入	619,579	580 18,080	620,159 637,659
90	市債	4,967,500	0 △100,100	4,967,500 4,867,400
	5 市債	4,967,500	0 △100,100	4,967,500 4,867,400
	歳 入 合 計	60,721,500	84,365 35,300	60,805,865 60,756,800

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
5	議会費	442,585	0 △749	442,585 441,836
	5 議会費	442,585	0 △749	442,585 441,836
10	総務費	6,290,031	0 25,103	6,290,031 6,315,134
	5 総務管理費	5,101,943	0 931	5,101,943 5,102,874
	10 徴税費	683,788	0 15,113	683,788 698,901
	15 戸籍住民基本台帳費	335,172	0 9,970	335,172 345,142
	20 選挙費	75,943	0 △324	75,943 75,619
	25 統計調査費	36,916	0 △107	36,916 36,809
	30 監査委員費	56,269	0 △480	56,269 55,789
15	民生費	21,816,838	0 62,311	21,816,838 21,879,149
	5 社会福祉費	11,477,143	0 △2,092	11,477,143 11,475,051
	10 児童福祉費	8,200,461	0 64,885	8,200,461 8,265,346
	15 生活保護費	2,137,705	0 △482	2,137,705 2,137,223
20	衛生費	7,588,126	84,365 △49,056	7,672,491 7,539,070
	5 保健衛生費	1,548,363	0 △1,424	1,548,363 1,546,939
	10 清掃費	5,729,531	84,365 △46,385	5,813,896 5,683,146
	15 環境対策費	310,232	0 △1,247	310,232 308,985
25	労働費	307,867	0 △239	307,867 307,628
	5 労働諸費	307,867	0 △239	307,867 307,628
30	農林水産業費	96,286	0 △478	96,286 95,808
	5 農業水産業費	96,286	0 △478	96,286 95,808
35	商工費	662,168	0 39,250	662,168 701,418
	5 商工費	662,168	0 39,250	662,168 701,418
40	観光費	208,195	0 △295	208,195 207,900
	5 観光費	208,195	0 △295	208,195 207,900
45	土木費	7,654,344	0 △15,519	7,654,344 7,638,825

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	5 土木管理費	1,370,454	0 △6,419	1,370,454 1,364,305
	10 道路橋りょう費	728,050	0 △905	728,050 727,145
	15 河川費	80,461	0 △376	80,461 80,085
	20 都市計画費	5,285,764	0 △7,250	5,285,764 5,278,514
	25 住宅費	189,615	0 △569	189,615 189,046
50	消防費	4,035,476	0 △14,193	4,035,476 4,021,283
	5 消防費	4,035,476	0 △14,193	4,035,476 4,021,283
55	教育費	6,108,274	0 △10,835	6,108,274 6,097,439
	5 教育総務費	1,380,101	0 △3,755	1,380,101 1,376,346
	10 小学校費	1,127,674	0 △2,105	1,127,674 1,125,569
	15 中学校費	1,374,723	0 △627	1,374,723 1,374,096
	20 社会教育費	1,899,220	0 △3,750	1,899,220 1,895,470
	25 保健体育費	326,556	0 △598	326,556 325,958
	歳 出 合 計	60,721,500	84,365 35,300	60,805,865 60,756,800

第2表 継続費補正

1 変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
20 衛生費	10 清掃費	名越クリーンセンター基幹的設備改良事業	千円		千円	千円		千円
				24	52,000		24	52,000
				25	1,278,305		25	1,278,305
			3,231,869	26	1,901,564	3,231,869 3,318,615	26	1,901,564 1,863,836
				—	—		27	0 124,474

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
15 民生費	10 児童福祉費	旧鈴木邸跡地新園設計 業務委託事業	千円 0 52,067

第4表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
岡 本 保 育 園 新 園 舎 設 置 事 業 費	平成26年度から 平成37年度まで	千円 0 414,447
岡 本 保 育 園 仮 園 舎 設 置 事 業 費	平成27年度まで	0 875

第5表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会福祉施設整備事業費	千円 0 28,700	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えることができる。

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
清掃施設整備事業費	千円 1,260,800	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えることができる。	千円 1,260,800 1,132,000	普通貸借または証券発行。事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えることができる。
合計	4,967,500				4,967,500 4,838,700			